

# 三豊市就学援助制度のご案内

三豊市では、経済的な理由により、お子様に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対して「学用品費」など、学校で必要な費用の一部を援助しています。

※保護者からの申請が必要です。

## ①認定要件及び認定要件を証明する書類

認 定 要 件		認 定 要 件 を 証 明 す る 書 類
1	生活保護を受けていたが停止または廃止になった	被保護廃止(停止)通知書
2	市民税が世帯全員非課税、固定資産税・個人事業税が減免されている	非課税証明書又は減免決定書の写し
3	国民年金の掛金について免除されている(世帯)	国民年金保険料免除申請承認通知書の写し
4	国民健康保険税が減免又は徴収猶予されている(世帯)	減免決定通知書又は徴収猶予決定通知書の写し
5	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当を受給している(ひとり親世帯に対する手当です。 <u>児童手当ではありません。</u> )	児童扶養手当証書の写し又はその証明書
6	生活福祉資金(世帯更正貸付資金)の貸付を受けている(申請者)	生活福祉資金貸付決定通知書又は生活福祉資金借入通知証明書の写し
7	1～6以外の理由(世帯全員の合計所得が一定基準以下であるなど) <b>●詳細は学校教育課にお問い合わせください</b>	所得課税証明書等収入の状況がわかるものなど <b>●詳細は学校教育課にお問い合わせください</b>

※ 書類に不備があると、すでに認定を受けた後でも認定が取り消しになる場合があります。

## ②就学援助費の支給内容

費 目	対象者	支給時期	備 考
1 新入学児童生徒学用品費	小中1年	5月	<b>4月認定者のみ</b> (入学前支給を受けた方を除く)
2 学用品費	小中全学年	各学期末 (7,12,3月)	定額(国の定めた基準による)
3 通学用品費	小中1年を除く学年		
4 PTA会費	小中全学年		実費(学級で均一に負担した額) ●支給額に上限があります。 ●クラブ活動費…個別に購入した用具等の費用を対象とするものではありません。
5 生徒会費	中全学年		
6 クラブ活動費			
7 学校給食費(実費)	小中全学年		実費 <u>保護者の皆様には支給せず、就学援助費から学校給食課へ直接支払います。</u>
8 卒業アルバム代	小6及び中3	3学期末～	実費 ※支給額に上限があります。
9 修学旅行費	小6及び中3	学期末	実費(学級で均一に負担した額)
10 校外活動費(泊有)	小中全学年		
11 校外活動費(泊無)			
12 医療費			実費(学校指定病のみ)

※ 「対象者」は、小学校を「小」、中学校を「中」と表しています。

※ ⑦学校給食費について、小学校の場合、令和8年度より給食費が無償化されているため、支給はありません。

※ ⑫医療費について、三豊市では、子ども医療助成事業等により、中学校卒業まで医療機関窓口での自己負担がありませんので、現在は支給していません。

## ③申請について

制度の利用を希望される場合は、就学援助受給申請書及び上記の認定要件を証明する書類の提出が必要です。お子様が通っている学校または市教委学校教育課へお問い合わせください。申請は、年度途中でも随時受付しますが、今年度分の最終締め切りは3月10日です。(10日が土日祝日の場合は直前の平日まで)

(申請書は学校または学校教育課にあります。)

三豊市教育委員会事務局 学校教育課(TEL 0875-73-3131) 就学援助担当